

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第3 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

第4 かたくちいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

15,000 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県かたくちいわし漁業	15,000 トンの内数

第5 うるめいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

58,000 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県うるめいわし漁業	58,000 トンの内数

第6 まだい日本海西部・東シナ海系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

6,730 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まだい漁業	6,730 トンの内数